

平成24年度

行政監査の結果に関する報告書

(NPO法人との協働について)

平成25年3月

島根県監査委員

監 第 1 9 3 号

平成25年3月12日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事 様
島根県教育委員会委員長

島根県監査委員 田 中 八洲男

島根県監査委員 石 原 真 一

島根県監査委員 法 正 良 一

島根県監査委員 後 藤 勇

平成24年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づきNPO法人との協働に係る行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、監査意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成25年9月末日までに行ってください。

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1 | 行政監査の趣旨 | 1 |
| 第2 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の目的 | 1 |
| 3 | 監査の着眼点 | 2 |
| 4 | 監査対象事業及び監査実施機関 | 3 |
| 5 | 監査実施期間 | 3 |
| 6 | 監査の実施方法 | 3 |
| 第3 | 監査結果 | 7 |
| 1 | 協働事業推進のための環境整備の状況（事業推進担当課） | 7 |
| (1) | 協働事業に関する県の推進計画・指針の整備状況 | 7 |
| (2) | 協働事業の全庁的な推進体制の整備 | 7 |
| (3) | NPO法人等との協働事業の取組状況 | 8 |
| (4) | NPO活動への支援 | 10 |
| (5) | 協働事業の評価・検証 | 11 |
| (6) | 市町村、NPO法人等との連携 | 11 |
| 2 | 監査対象事業の状況（事業実施機関） | 12 |
| (1) | 協働事業の実施前の検討状況 | 12 |
| (2) | 協働先の調査、選定方法 | 13 |
| (3) | 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等 | 13 |
| (4) | 事業終了後の事業評価等 | 15 |
| 第4 | 監査意見 | 16 |
| 資料 | | |
| 1 | 平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況 | 19 |
| 2 | NPO法人の状況 | 22 |
| 3 | 平成22年度協働事業調査集計表 | 24 |
| 4 | 協働事業（委託）の事務手続き（協働事業の手引き） | 25 |
| 5 | 協働事業チェックシート（協働事業の手引き） | 26 |
| 6 | 協働事業評価シート（協働事業の手引き） | 27 |

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

NPO法人との協働について

2 監査の目的

県は、県民・NPO・事業者・行政が一体となって、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現することを目指して、平成17年3月に「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定した。そして、条例に基づき策定された「島根県県民いきいき活動促進基本方針」や「島根県県民いきいき活動促進行動計画」に基づき、多様化・高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民・NPO・事業者・市町村など多様な主体との連携・協働に取り組み、また、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供、ボランティアが参加しやすい環境の整備、NPO活動の支援を行っている。

また、平成17年度からは県事業を活用した協働の実践を行う「県民との協働による島根づくり事業」を、平成20年度からはその後継事業として「しまね協働実践事業」を、併せて平成21年度からは「鳥取・島根広域連携協働事業」、平成22年度からは「寄附者設定テーマ型協働助成事業」及び「地域社会雇用創出協働事業」を実施しているところである。

NPOと行政が協働を進めていく上での基本的な考え方や推進方策などは、平成16年1月に作成された「NPOと行政の協働のためのガイドライン」で示されており、さらに「協働事業の手引き」が作成され、ガイドラインに示された「協働事業実施に際しての留意点」をより具体化し、県の担当者が協働に取り組む際の参考として活用できるよう協働事業の進め方についてとりまとめられている。

については、今後のNPO法人との協働の推進に資するため、県とNPO法人との協働について、このガイドラインや手引きに沿って事業の目的の明確化や協働形態、相手方の選定、評価が行われているかどうか、NPOが協働しやすい環境が整えられているかどうかなどについて監査を実施する。

【 N P O 】

Non-Profit Organization の頭文字をとった略。非営利組織。非営利団体。

営利を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織、団体をいい、組織化されたボランティア団体や市民活動団体をNPOという。

NPOの中で法人格を取得したものがNPO法人。

(島根県ホームページから抜粋)

【 N P Oと行政の協働 】

NPOと行政が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動することです。さらに、その活動を通じて、相乗効果や住民自治力の向上が期待できることをいう。

※ここでいうNPOとは、利益の獲得・分配を目的とせず、社会的な使命の達成を目的とした、市民の自主的・主体的な活動組織をいい、NPO法人に加え、法人格のない市民活動組織やボランティア組織等も含む。

(島根県ホームページから抜粋)

3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した。

(1) 協働事業の事業推進担当課（環境生活総務課）（別表1-1）

- ア 協働事業に関する推進計画や指針は整備されているか。
- イ 協働事業の全庁的な推進体制は整備されているか。
- ウ NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。
- エ NPO活動への支援策は実施されているか。
- オ 協働事業の評価・検証は適切に行われているか。
- カ 市町村、NPO法人等との連携は実施されているか。
- キ 協働事業推進担当課における課題は何か。
- ク しまね社会貢献基金による事業の実施状況はどうなっているか。

(2) 事業実施機関（別表1-2）

- ア 協働事業の実施前の検討は十分に行われているか。
- イ 協働先の調査、選定方法は適切に行われているか。
- ウ 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等は適切に行われているか。
- エ 事業終了後の事業評価と事業への反映が適切に行われているか。

4 監査対象事業及び監査実施機関（別表2）

(1) 監査対象事業

平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況を把握するため、県の全ての機関に対して事前調査を実施したところ、38事業（資料1）が実施されていた。この結果に基づき、協働事業の分野、形態、事業内容等を勘案して17事業を選定した。

(2) 監査実施機関

監査実施機関は、協働事業の事業推進担当課である環境生活総務課及び監査対象事業の実施機関である13機関（本庁1.1課、地方機関2機関）とした。

5 監査実施期間

平成25年1月11日（金）～平成25年1月24日（木）

6 監査の実施方法

監査は、全監査実施機関について実地監査を行った。

また、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、監査対象事業の協働の相手方であるNPO法人のうち5団体について実地調査を行った。

平成 2 4 年度行政監査の着眼点(事業推進担当課)

| 着 眼 点 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| ア 協働事業に関する推進計画や指針は整備されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○推進方針とその内容はどうなっているか。 ○具体的な行動計画、ガイドラインや手引は作成(改訂)されているか。 ○その成果・評価及び課題・対応はどうなっているか。 |
| イ 協働事業の全庁的な推進体制は整備されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○庁内推進会議の開催状況及びその内容はどうなっているか。 ○協働推進員及びその活動状況はどうなっているか。 ○協働事業に対する職員の意識啓発は行われているか。 ○中間支援組織(しまね県民活動支援センター)の活動状況はどうなっているか。 |
| ウ NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○協働事業の経緯はどうなっているか。 ○協働事業の実施状況はどうなっているか。 ○必要とされる支援ニーズの把握に努めているか。 ○NPO法人の実態にあった適切な助言・指導が行われているか。 |
| エ NPO活動への支援策は実施されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○活動環境整備のための支援事業の実施状況はどうなっているか。 ○活動促進委員会の開催状況及びその内容はどうなっているか。 ○NPO法人に関する広報や啓発は効果的に行われているか。 ○活動を支える人材育成に努めているか。 |
| オ 協働事業の評価・検証は適切に行われているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○評価・検証方法はどうなっているか。 ○評価・検証の実施指導状況はどうなっているか。 |
| カ 市町村、NPO法人等との連携は実施されているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○国、県、市町村等の関係機関との連携は図られているか。 ○関係機関との役割分担は適切か。 |
| キ 協働事業推進担当課における課題は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ○協働事業の課題、改善を要する事項は何か。 |
| ク しまね社会貢献基金による事業の実施状況はどうなっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業の経緯及び概要はどうなっているか。 ○事業の実施状況はどうなっているか。 ○事業の課題、改善を要する事項は何か。 |

平成 2 4 年度行政監査の着眼点(事業実施機関)

| 着 眼 点 | 内 容 |
|--|---|
| <p>ア 協働事業の実施前の検討は十分に行われているか。</p> | <p>○協働する理由や必要性は明確になっているか。</p> <p>○事業実施前の検討状況はどうなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果は向上するか。 ・ 県民参画の向上につながるか。 ・ 費用対効果はどうか。 <p>○協働形態(委託等)の選定理由は何か。</p> |
| <p>イ 協働先の調査、選定方法は適切に行われているか。</p> | <p>○協働先の選定方法や調査はどのように行っているか。</p> |
| <p>ウ 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等は適切に行われているか。</p> | <p>○事業実施前の事前調整は行われているか。</p> <p>○事業の透明性を確保するための事業の周知はどのように行われているか。</p> |
| <p>エ 事業終了後の事業評価と事業への反映が適切に行われているか。</p> | <p>○事業の成果(目的の達成状況)はどうなっているか。</p> <p>○事業評価とその公開の実施はどのようになっているか。</p> <p>○今後の協働事業実施に係る課題は何か。</p> <p>○課題の改善状況はどうなっているか。</p> |

別表 2

監査対象事業・実施機関、監査実施年月日一覧

1 協働事業の事業推進担当課

環境生活総務課 平成25年1月11日

2 事業実施機関

| No | 監査対象事業 | 監査実施機関 | 監査実施年月日 |
|----|---------------------------------|---------------------|------------|
| 1 | 古民家の利活用における雇用創出事業業務 | しまね暮らし推進課 | 平成25年1月15日 |
| 2 | 全国的な「知」の集積から創造する島根の新しい地域再生 | | |
| 3 | 地域の情報リテラシー向上事業実施業務 | 情報政策課 | 平成25年1月11日 |
| 4 | 木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業 | 中山間地域研究センター | 平成25年1月16日 |
| 5 | 消費者リーダー育成事業 | 環境生活総務課 | 平成25年1月11日 |
| 6 | みんなで学ぶ人権事業 | 人権同和対策課 | 平成25年1月11日 |
| 7 | 中海の海藻刈りによる栄養塩循環システムモデル構築事業 | 環境政策課 | 平成25年1月11日 |
| 8 | 多世代にわたり公共交通利用の輪を広げる事業 | | |
| 9 | 医療連携ITシステム構築支援事業 | 医療政策課 | 平成25年1月15日 |
| 10 | 子ども専用相談電話支援事業補助 | 青少年家庭課 | 平成25年1月15日 |
| 11 | 子ども専用相談電話支援事業 | | |
| 12 | 赤ちゃんパワーを活かした人・まちづくり | | |
| 13 | 市民農園による耕作放棄地及び休耕地の解消及び農地活用普及事業 | 農業経営課 | 平成25年1月15日 |
| 14 | 津和野の森を元気に！「木の駅プロジェクト」応援事業 | 西部農林振興センター 益田事務所 | 平成25年1月24日 |
| 15 | 傘INプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業 | 観光振興課 | 平成25年1月15日 |
| 16 | しまね若年無業者ピアサポート事業 | 雇用政策課 | 平成25年1月15日 |
| 17 | 「世界遺産石見銀山を守った人々」(仮題) 出版事業 | 文化財課 | 平成25年1月15日 |

関係人調査実施状況一覧

| No | 調査対象事業 | 関係NPO法人 | 調査実施年月日 |
|----|---------------------------------|--------------------|------------|
| 1 | 古民家の利活用における雇用創出事業業務 | NPO法人日本古民家研究会 | 平成25年1月16日 |
| 2 | 木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業 | NPO法人里山バイオマスネットワーク | 平成25年1月16日 |
| 3 | 中海の海藻刈りによる栄養塩循環システムモデル構築事業 | NPO法人自然再生センター | 平成25年1月16日 |
| 4 | 傘INプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業 | NPO法人まつえ・まちづくり塾 | 平成25年1月16日 |
| 5 | しまね若年無業者ピアサポート事業 | NPO法人ユースネットしまね | 平成25年1月16日 |

第3 監査結果

1 協働事業推進のための環境整備の状況（事業推進担当課）

(1) 協働事業に関する県の推進計画・指針の整備状況

県は、平成14年度に策定した「島根県新行政システム推進計画」で今後取り組むべき改革の視点の一つとして「市町村や県民との新たなパートナーシップの構築」を掲げ、行政とNPO等の協働を推進することとした。

平成17年3月には「島根県県民いきいき活動促進条例」が制定され、平成17年度に策定された「島根県県民いきいき活動促進基本方針」に基づき、平成18年度には「島根県県民いきいき活動促進行動計画」が策定された。

基本方針では、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供やNPO活動の支援など「県民いきいき活動の促進」や、多様化・高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民・NPO・事業者・市町村など多様な主体との連携・協働に取り組む「県民との連携・協働による行政の推進」を展開することとされた。

行動計画では、県民いきいき活動の促進に関するより具体的な施策について、重点テーマ・重点項目を設定するとともに、活動指標・成果指標及び目標値が設定され、その評価を公表することとしている。

また、職員向けには、平成15年度に「NPOと行政の協働のためのガイドライン」及び「協働事業の手引き」が作成された。

ガイドライン及び手引きについては、作成されてから10年近くが経過しているが、内容の見直しは行われていなかった。

(2) 協働事業の全庁的な推進体制の整備

平成15年4月に、県における協働を推進する組織として、環境生活総務課内にNPO活動推進室を設置した。

また、平成17年4月に、県民いきいき活動の促進、県行政における協働の推進、機関相互の連携及び施策の調整等を行う庁内推進会議を設置した。

平成20年度からは、NPOからの協働に係る相談や提案などの受付窓口として、全所属に協働推進員を置いている。この協働推進員には、主として総括グループリーダーが充てられているが、業務多用により推進員研修の参加率が低いなど、当初期待された役割が十分に果たされていなかった。

なお、協働推進員設置要綱の改正により、協働推進員の選任対象が拡大され、

平成24年度からNPO等との協働事業やNPO法人等への短期派遣研修の経験がある職員なども対象となった。

一般の職員に対しては、NPOの活動に関する理解を深め、協働の必要性について理解を図るため、職員研修が実施されている。特に、人事課が実施する研修では、職員がNPO法人等の行う地域活動に従事する研修が実施されている。こうした研修参加者の中には、研修終了後もNPO法人の活動に参加する事例もみられた。

(表) 協働の推進に向けた取組の経緯

| 年度 | 内 容 |
|-----|--|
| H14 | 島根県新行政システム推進計画の策定 |
| H15 | NPO活動推進室の設置 NPOと行政の協働のあり方検討会の報告 「NPOと行政の協働のためのガイドライン」、「協働事業の手引き」作成 |
| H16 | 島根県県民いきいき活動促進条例の制定 |
| H17 | 島根県県民いきいき活動促進基本方針の策定 県民との協働による島根づくり事業の開始（～平成19年度） |
| H18 | 島根県県民いきいき活動促進行動計画の策定 |
| H20 | しまね協働実践事業の開始 県庁全所属に協働推進員を配置、研修実施 |
| H21 | 鳥取・島根広域連携協働事業（両県広域の協働実践事業）の開始 しまね社会貢献基金の創設 NPO・ボランティアの活動支援サイト「だんだん」及び「島根いきいき広場」の創設 |
| H22 | 寄附者設定テーマ型協働助成事業の開始 地域社会雇用創出協働事業の開始 |
| H23 | 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の実施（平成23～24年度の2か年事業） 島根県県民いきいき活動促進基本方針の改訂 島根県県民いきいき活動促進行動計画（平成24～27年度）の策定 |

(3) NPO法人等との協働事業の取組状況

事業推進担当課では、NPO法人等との協働事業を推進するため、平成17年度から県事業を活用した協働の実践を行う「県民との協働による島根づくり事業」を、平成20年度からはその後継事業として「しまね協働実践事業」、併せて平

成21年度からは「鳥取・島根広域連携協働事業」、平成22年度からは「寄附者設定テーマ型協働助成事業」及び「地域社会雇用創出協働事業」を実施している。

また、平成23年度から24年度にかけては、国からの交付金による「新しい公共支援事業」の一環として、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」を実施している。

当初は、県政課題を踏まえて県が設定したテーマへ応募したもの、あるいはNPO法人等が独自に提案したものについて、県と協働で実施する事業であったが、鳥取、島根両県に共通する地域課題の解決への取組や地域における雇用の創出の取組など、協働機会の拡大に取り組んでいる。

なお、各事業の年度別実施状況は、次表のとおりである。

(表) 年度別事業実施状況(事業推進担当課所管事業) (単位:件、千円)

| 事業名 | 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|--------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県民との協働による島根づくり事業 (注1) | 事業数 | 36 | 37 | 24 | — | — | — | — |
| | 事業費 | 36,624 | 29,402 | 35,020 | — | — | — | — |
| しまね協働実践事業 (注2) | 事業数 | — | — | — | 8 | 6 | 3 | 4 |
| | 事業費 | — | — | — | 15,138 | 11,521 | 6,000 | 4,000 |
| 鳥取・島根広域連携協働事業 (注3) | 事業数 | — | — | — | — | 2 | 2 | 0 |
| | 事業費 | — | — | — | — | 4,000 | 4,000 | 0 |
| 寄附者設定テーマ型協働助成事業 (注4) | 事業数 | — | — | — | — | — | 1 | 1 |
| | 事業費 | — | — | — | — | — | 450 | 630 |
| 地域社会雇用創出協働事業 (注5) | 事業数 | — | — | — | — | — | 5 | 5 |
| | 事業費 | — | — | — | — | — | 19,659 | 19,927 |
| 新しい公共の場づくりのためのモデル事業 (注6) | 事業数 | — | — | — | — | — | — | 8 |
| | 事業費 | — | — | — | — | — | — | 30,566 |
| 合 計 | 事業数 | 36 | 37 | 24 | 8 | 8 | 11 | 18 |
| | 事業費 | 36,624 | 29,402 | 35,020 | 15,138 | 15,521 | 30,109 | 55,123 |

(注1) 県民との協働による島根づくり事業

県政課題を踏まえて県が設定したテーマへ応募したものあるいはNPO法人等が独自に提案したものにに基づき、応募・提案団体が県と協働で実施する事業

(注2) しまね協働実践事業

「しまね社会貢献基金」を活用し、県政課題を踏まえて設定したテーマに基づき、NPO法人等が県と協働で企画・実施する事業

※ 基金による実施は、平成21年度から

(注3)鳥取・島根広域連携協働事業

「しまね社会貢献基金」を活用し、鳥取・島根両県に共通する地域課題に対し、NPO法人等から県と協働する事業の企画提案を募集し、両県の行政・NPO法人等の連携により地域課題の解決を図る実践的な協働事業

※ 事業費は、両県折半のため島根県負担分を記載

(注4)寄附者設定テーマ型協働助成事業

「しまね社会貢献基金」を活用し、寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき、NPO法人等が県と協働で企画・実施する事業

(注5)地域社会雇用創出協働事業

「緊急雇用創出臨時特例基金」(雇用政策課所管)を活用し、NPO法人等が失業者を雇い入れ、さらに県と協働することで実施する、県からの委託事業

(注6)新しい公共の場づくりのためのモデル事業

地域における諸課題の解決に向けて、NPO法人等、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して取り組む先進的な事業で、他の地域のモデルとなるような事業

(4) NPO活動への支援

NPOの活動が継続的に実施され、その活動が充実、拡大するよう、県は様々な支援を行っている。

県は、中間支援組織であるしまね県民活動支援センターを運営する公益財団法人ふるさと島根定住財団に、NPOの活動基盤を強化するための補助金を交付して、NPO実務者研修や地域づくり団体マネジメント研修、NPO・行政職員のための協働環境醸成講座を実施している。会計・税務や労務管理等分野ごとの専門相談員による専門相談や出張相談なども実施されている。

また、平成21年度には、NPO法人、その他社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を支援するため、しまね社会貢献基金が造成された。基金は、県の拠出金と一般から募った寄附金を原資として造成されたもので、当初は、平成21年度から平成23年度までの3年間で年間2千万円ずつ、計6千万円を取り崩して事業を実施する計画であったが、平成23年度は新しい公共支援事業を実施したため取り崩し額が減少している。しまね協働実践事業や鳥取・島根広域連携協働事業、寄附者設定テーマ型協働助成事業は、この基金により実施されている事業である。

(表) しまね社会貢献基金の状況

(単位：千円)

| 年度 | 当初基金額 | 取り崩し額 | うち | 寄附金収入額 | 運用益 | 年度末残高 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-----|--------|
| | | | 協働事業 | | | |
| H21 | 60,000 | 19,684 | 15,521 | 2,191 | 150 | 42,657 |
| H22 | 42,657 | 20,954 | 10,450 | 5,039 | 32 | 26,774 |
| H23 | 26,774 | 7,605 | 4,630 | 1,360 | 15 | 20,544 |

(注) 「うち協働事業」とは、前表の(注2)から(注4)の事業のことである。

平成23年度から平成24年度にかけて実施されている新しい公共支援事業で、NPO法人等の基盤強化や寄付文化を浸透させる取組が強化されている。

なお、平成22年度から財政基盤が弱いNPO法人に対して、つなぎ融資や運転資金融資を行う低利融資制度（中国労働金庫との協調融資）による支援が始まっている。

NPO法人等の活動の広報については、しまね県民活動支援センターに委託して、NPO法人等に関するポータルサイトの運営や情報誌の発行等により、団体情報やイベント情報の発信、各種助成事業の紹介等が行われている。その他、県の広報媒体を活用して、NPO法人等の活動紹介が行われている。

(5) 協働事業の評価・検証

しまね協働実践事業、寄附者設定テーマ型協働助成事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業終了時に「自己評価シート」を団体、行政の双方で作成し、事業の達成度や継続に関して評価・検証を行っている。

これらの事業では、事業実施中には、実施上の課題等を整理し、事業計画の見直しの検討を行う中間振り返り研修が実施され、事業実施後には、事業の成果を報告し、外部コーディネーター等から助言等を得る報告会が公開で実施されている。

(6) 市町村、NPO法人等との連携

県内には、認証されたNPO法人が平成23年度末現在で252法人ある（資料2）。その認証手続きについては、より身近なところで手続きができるよう市町村に権限移譲を進めており、現在15市町村に移譲済みである。

また、県民いきいき活動促進委員会を開催し、NPO法人や企業関係者から意見を聴取するなど、幅広い連携の仕組みづくりに向けた取組が行われている。

NPO法人の多くは市町村を協働パートナーと位置づけているが、「島根県及び県内市町村におけるNPOとの協働環境に関する調査報告書」（平成24年公益財団法人ふるさと島根定住財団調査）によると、市町村によって協働に関する取組に温度差があるようである。

2 監査対象事業の状況（事業実施機関）

(1) 協働事業の実施前の検討状況

① 協働の必要性の検討状況

協働に適している事業について、手引きでは、「行政単独あるいはNPO単独で行うより質の高い実施効果を上げることが期待できる事業とし、この視点で常に事業を見つめ直し、協働事業チェックシートを活用するなど、協働の可能性を積極的に検討していく必要がある。」としている。

事業実施前の検討状況を確認したところ、継続事業の1事業を除き、すべての事業で協働の必要性について検討がなされていた。

なお、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等以外の各課事業では、手引きに沿った協働事業チェックシートの活用は特になされておらず、ガイドラインや手引きの内容が意識されていないという状況も見受けられた。

② 協働の形態

今回の監査対象である17事業の協働の形態は、委託が11事業、補助が5事業、事業協力が1事業である。

なお、ふるさと雇用再生特別基金事業及び地域社会雇用創出協働事業については、県からの委託事業であることが要件となっている。

委託としているものの中には、NPO法人任せになっているものや、NPO法人のホームページ等で公表された事業内容に県の委託事業であることが明示されていないもの、事業費の一部を受託者であるNPO法人が自己負担しているものがあり、協働の形態としては補助が相応しいと思われる事業が見受けられた。

また、委託における成果物の著作権は県に帰属するものであるが、NPO法人がその成果物を今後の活動に活用したいという場合の取扱いが事業実施前には定まっておらず、あらかじめ成果物の取扱いが明確になっていればよかったという意見があった。

③ 市町村との連携

今回の監査対象である17事業のうち、事業活動範囲が市町村エリア内のものは7事業あった。

こうした事業では、市町村と連携し事業効果をより高めているものが見られた一方、市町村との連携が不十分であったとするものや、市町村との関係が深いと思われるにも関わらず、事前に市町村を含めた関係者が一緒になって実施方法等を検討することはなかったとするものが見受けられた。

(2) 協働先の調査、選定方法

① 協働の相手方に関する情報収集の状況

協働の相手方であるNPO法人の選定に当たっては、手引きでは、「NPOに関する情報を広く収集して、選定に役立てていくことが必要である。」としている。

相手方の調査について確認したところ、継続事業の1事業を除き、すべての事業で実施されていた。

調査確認方法としては、事前打合せでの聞き取りや、過去の事業実績の調査、申請書類・法人ホームページ等の確認などにより行われていた。

② 協働の相手方の選定方法

協働の相手方の選定方法について、ガイドラインでは、「組織運営や経理状況、活動実績等に関する客観的基準を設けて協働相手を選定するなど、協働事業における公平性・妥当性の確保が必要。公募・提案型事業や補助・助成事業における協働相手は、原則として審査機関により選定、必要な場合は第三者を加えて審査を行う。」としている。

協働の相手方であるNPO法人の選定方法については、しまね協働実践事業、寄付者設定テーマ型協働助成事業、ふるさと雇用再生特別基金事業及び地域社会雇用創出協働事業は、公募を前提とした事業となっており、関係者で組織する審査会において審査の上、選定されていた。

それら以外のその他（各課事業）においては、これまでの事業実績や専門性が必要であること、該当事業について活動している法人が他にはないとの理由から、特定のNPO法人を選定しているものがあつた。

(表) 事業分類別協働の相手方の選定方法

| 事業分類 | 公 募 | 公募以外 | 合 計 |
|-----------------|-----|------|-----|
| しまね協働実践事業 | 3 | 0 | 3 |
| 寄付者設定テーマ型協働助成事業 | 1 | 0 | 1 |
| ふるさと雇用再生特別基金事業 | 1 | 0 | 1 |
| 地域社会雇用創出協働事業 | 5 | 0 | 5 |
| その他（各課事業） | 2 | 5 | 7 |
| 合 計 | 12 | 5 | 17 |

(3) 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等

① 事前打合せの実施状況

協働事業の実施に当たって、ガイドラインでは、「事業の目的、期限、責任の明確化、費用負担の事前協議などの重要な事項については、事前に文書として取り交わしておくことが必要。」としている。

手引きでは、「事業目的の共有と再確認、目的確認のための相互協力関係の確認、事業実施における責任の明確化等について確認する。」としている。

事前打合せについては、NPO法人が実施する事業であるとの理由で実施していない1事業を除き、すべての事業で実施されていた。

② 役割分担

手引きでは、「責任の所在や役割分担、経費負担を明確にする必要がある。」としており、事業実施に当たりそれぞれの事業内容に応じて役割分担が定められていた。

県の主な役割としては、関係機関・団体との調整、企画策定に当たっての指導助言、マスコミへの情報提供や広報活動等を担っていた。

一方、NPO法人では、事業の実施のほか、事業の企画等を担っていた。

③ 事業の周知

ガイドラインでは、「NPOとの協働や支援にあたっては、透明性の確保が優先。協働・支援の結果については、当然のこと、その選定や実施のプロセスについても情報が公開されていなければならない。」としている。

事業の周知状況を見ると、県がNPO法人の実施する人材養成講座の広報活動に事業協力した1事業を除き、ホームページの活用、チラシやパンフレットの配布、関係機関への通知等により県が何らかの事業周知を行っていた。

協働事業の結果・成果について、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等では、報告会等で事業の事例発表が行われたほか、ホームページに協働事例データベースが掲載され、協働事業の紹介、周知が図られていた。

④ 事業推進担当課所管事業の事業実施スケジュール

事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業実施スケジュール上、事業実施年度の5月頃に事業採択が行われている。

NPO法人と事業実施機関との協議は新年度に入ってからなされ、その協議が十分なされない状況であったため、事業実施機関では「対応に苦慮する。」という意見が複数あった。

また、NPO法人からは、年度中途の事業開始のため「市町村等の関係機関との調整が遅くなり、関係機関との協力が得られにくい場合もある。年度内に事業を終えるのが精一杯で、成果の検証を行う余裕がない。事業実施前年度中に事業採択になるとよい。」との意見があった。

(4) 事業終了後の事業評価等

① 事業の評価・検証

協働事業の評価について、ガイドラインでは、「協働はそのものが目的ではなく、事業を行うための手段であるので事業実施後の効果に対する評価等が重要である。」としている。

手引きでは、「協働事業実施後は、NPOとの意見交換を行うとともに、協働事業評価シートなどを利用して評価する。評価シートでは、協働という手法の適否、協働形態の妥当性、協働相手の妥当性、事業執行方法などの改善点、費用対効果などについて評価を行う。その結果は情報公開し、協働事業に役立てる。」としている。

協働事業の評価の実施状況（次表）を事業分類別に見ると、しまね協働実践事業、寄付者設定テーマ型協働助成事業及び地域社会雇用創出協働事業については、手引きで例示された評価シートに準じた内容の事業結果アンケート調査シート（県担当課及び事業実施団体自己評価用）により行われていた。

しかし、ふるさと雇用再生特別基金事業及びその他（各課事業）については、評価自体が行われていなかったり、行政評価（事務事業評価）、受講生アンケート調査、事業実績報告書等により事業そのものの評価は行われているものの、協働事業としての評価は行われていなかった。

（表）事業分類別協働事業の評価の実施状況

| 事業分類 | 評価シート | 評価シート外 | 評価なし | 合計 |
|-----------------|-------|--------|------|----|
| しまね協働実践事業 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 寄付者設定テーマ型協働助成事業 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| ふるさと雇用再生特別基金事業 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 地域社会雇用創出協働事業 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| その他（各課事業） | 0 | 3 | 4 | 7 |
| 合計 | 9 | 3 | 5 | 17 |

② 協働事業の改善につながる取組

事業評価及びそれに基づく改善状況を見ると、新たに関係市町村の協力を得て事業範囲が広がり、別のNPO法人とも協働が行われた事例があった。

また、協働の相手方からの意見等に基づき、契約保証金の免除や委託経費の見直し、委託費の支払い時期の改善などが行われた事例があった。

第4 監査意見

島根総合発展計画においては、県民との対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、「県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集」を図ることとしている。

県と協働事業を実施した団体は、平成16年度に90団体であったものが、平成22年度は1,273団体となっている。また、NPO法人の認証数は、平成16年度末に99法人だったものが、平成23年度末は252法人となっている。

今回の監査に当たっては、平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業38事業から、協働事業の分野、形態、事業内容等を勘案して17事業を監査対象として選定した。

監査を行った協働事業においては、市町村や他のNPO法人との協働を進めることにより事業の広がりが見られたものや、NPO法人の有する専門知識やネットワークを活かし事業実施が可能となったものなど、今後の参考になる取組として評価すべき事案もあった。

今後のさらなる協働の推進に向け、以下に述べる意見について留意のうえ、今回監査対象としなかったボランティア団体や企業等との協働事業を含め、一層積極的な取組が図られるよう期待するものである。

1 職員の意識啓発について

職員の意識啓発及び適切な協働事業遂行のため「NPOと行政の協働のためのガイドライン」及び「協働事業の手引き」が、平成15年度に作成された。

その後、県民いきいき活動促進条例の制定や県民いきいき活動促進基本方針の策定・改訂、しまね社会貢献基金の創設などNPOとの協働に係る取組に進展があるにもかかわらず、ガイドライン及び手引きの見直しはなされていなかった。

一方、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等以外の各課事業では、ガイドラインや手引きの内容が意識されていないという状況が見受けられ、NPO法人からも、まだまだ協働事業のやり方が理解されていないセクションが多いとの意見があった。

また、NPO法人からは、県職員にNPOの存在を知り理解してもらうために協働推進員制度の充実を望む声があるが、協働推進員に充てられている各課の総括グループリーダー等の協働推進員研修の参加率が低いなど、期待された役割が十分に果たされているといえない現状がある。

については、これまでの協働事業の実績をもとに、推奨すべき最新のモデル事例を

紹介するなど時宜に応じたガイドライン及び手引きの見直しを行い、職員への周知徹底を図るとともに、協働推進員設置要綱の改正も踏まえ、協働推進員がその役割を十分果たせるよう、適任者を選任する必要がある。

2 協働の形態について

協働の形態について、今回監査を行った17事業のうち委託が11事業であった。その中には、予算の制約や事業趣旨により委託として実施することがあらかじめ決まっているものもあったが、内容からみて委託とするより補助としてNPO法人がより主体性を発揮した方が好ましいと思われる事業もあった。

また、委託の形をとりながら、県からの委託費のみでは不足するため、NPO法人が費用を自己負担して実施している事業も見受けられた。

さらに、NPO法人からは、委託の場合には発注者である県に著作権が帰属し、事業終了後の成果物の活用に制約があるため、補助の方がよいとする意見もあった。

については、協働の形態を決めるに当たっては、提案者の主体性の発揮や事業における県の役割等を考慮し、どの形態がより相応しいか、事前に十分検討する必要がある。

3 協働事業の実施方法について

事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業実施年度の5月頃に事業採択が行われている。

このため、NPO法人からは、市町村等の関係機関との調整が遅くなり協力が得られにくい場合があることや、年度内に事業を終えるのが精一杯で成果の検証を行う余裕がないことから、前年度中の事業採択や複数年度でできる事業制度を求める意見があった。

また、NPO法人等が事業に応募する際は、提案事業に係る県の担当課と事前に協議し、互いに合意した事業内容により応募することが原則とされているが、事業実施機関の中には、NPO法人との協議が不十分なまま事業が実施されたため、対応が十分にできなかったところも見受けられた。

については、事業採択を前年度中に行うことや複数年度の事業を取り入れるなど事業実施方法の見直しを検討するとともに、事業実施機関との事前協議が適切に行われるよう配慮する必要がある。

4 市町村における取組の促進について

NPO法人は、その活動範囲が特定の市町村エリア内であったり、特定地域の振興を図るなど市町村と関係の深い事業を行う場合が多い。

今回監査した中でも、事業範囲や内容から見て市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業があった。

このような事業については、事業を効率的に実施し、より多くの成果を上げるため、事前に市町村を含めた関係者が一緒になって、実施方法等を十分検討する必要があると思われるが、そうした検討が行われておらず、事業実施に当たって市町村との連携、調整が十分に行われていないものも見受けられた。

一方で、NPO法人からは、市町村と協働したいが、協働する仕組みがないとの意見もあった。

については、市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業については、事業実施前から関係市町村との十分な連携・調整が図られるようにするとともに、市町村が取り組む協働事業の促進を図るため、NPO法人が活用できる諸制度や先進的な取組事例など、市町村にとって有益な情報の提供をこれまで以上に行う必要がある。

5 NPO法人等への情報発信の推進について

協働の相手方であるNPO法人の中には、多数の会員や事務局組織、事務所を持ち、行政の支援制度をうまく活用している法人もあったが、休日も含めて打合せ等に気軽に利用できる施設が欲しいとの意見や、協働事業を実施するには事前に県の担当課との協議・合意が必要になるが、行政との接点のないNPOにとって負担が大きいとの意見もあった。

また、中間支援組織であるしまね県民活動支援センターについて、法人設立前から活用しているNPO法人があるものの、その存在を知らないという声もあった。

については、しまね県民活動支援センターの役割や取組内容、県や市町村の事業でNPO法人等との協働が可能なもの、さらにNPO法人等を対象とした支援制度などについて、これまで以上に効果的な情報発信に努める必要がある。

資料1 平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況

※ O付き番号は、今回の監査対象事業

| 番号 | 所属名 | 協働事業の名称 | 協働事業の分野 | 協働事業の概要 | 協働の相手方 | 協働事業の規模 (単位:円) | | 協働事業の形態 |
|----|-------------|--|---------|---|----------------------|----------------|------------------------|------------|
| | | | | | | 全体額 | うち県費 | |
| ① | | 古民家の利活用における雇用創出事業業務(ふるさと雇用再生特別基金事業) | 地域安全 | 鳥根県内には多くの古民家が存在し、処分されているが、この古民家を利活用することにより、地域の景観・環境保全及び活性化を図る。 | NPO法人日本古民家研究会 | 7,665,000 | 7,665,000 | 委託 |
| ② | しまね暮らし推進課 | 全国的な「知」の集積から創造する鳥根の新しい地域再生(地域社会雇用創出協働事業) | まちづくり | ・「地域の知の集積地」としての「地域博物館」の実態調査 ・「地域博物館からのまちづくり」について、関係機関との協議 ・技術の復元と産業の創出に関するワークショップの開催 ・歴史や伝承を活かした防災対策についての調査、活用の検討 ・「地域博物館」からの地域再生を考える研修会の開催 | NPO法人まちづくりコラボレーション鳥根 | 4,049,171 | 4,000,000 | 委託 |
| ③ | 情報政策課 | 地域の情報リテラシー向上事業実施業務 | 情報化社会 | 地域の学習活動を側面的に支援 ・相談窓口の設置 ・地域で開催する講習会への講師派遣など | NPO法人A-GENERいわみ | 4,629,802 | 4,629,802 | 委託 |
| | | | | | NPO法人納川の会 | 4,691,860 | 4,691,860 | |
| ④ | 中山間地域研究センター | 木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消と地域振興事業(しまね協働実践事業) | 環境保全 | 地域で生産した木材を燃料に加工し、利用することで里山再生や地域振興の可能性について検証し、また、この取り組みの意義を広く普及啓発する。 | NPO法人里山バイオマスネットワーク | 1,105,386 | 1,000,000 | 補助 事業協力 |
| 5 | 環境生活総務課 | しまね社会貢献基金団体支援助成事業 | 環境保全 | しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(宍道湖しじみを永遠に！イトハラプロジェクト「宍道湖ヨシ再生プロジェクト・特別ヨシ植栽活動事業」)へ助成 | NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク | 520,122 | 234,000 | 補助 |
| | | | 環境保全 | しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(大橋川しじみプロジェクト)へ助成 | NPO法人自然再生センター | 270,000 | 270,000 | |
| | | | 保健医療福祉 | しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(障がい児の夏休みの居場所整備事業)へ助成 | NPO法人コミュニティサポートいずも | 350,000 | 350,000 | |
| | | | 保健医療福祉 | しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(障がい児のための摂食講習会)へ助成 | NPO法人コミュニティサポートいずも | 180,000 | 137,140 | |
| | | | 保健医療福祉 | しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(就学前の発達障がい児に対する療育事業)へ助成 | NPO法人療育センター燦々 | 90,000 | 90,000 | |
| | | | 環境保全 | しまね社会貢献基金への団体指定寄付金を財源に、指定された団体が実施する事業(木質バイオマスエネルギー利用の普及啓発事業)へ助成 | NPO法人里山バイオマスネットワーク | 361,650 | 233,100 | |
| ⑥ | | 消費者リーダー育成事業 | 消費者保護 | 消費者被害の未然防止、拡大防止のため、地域での消費者啓発活動の実践者の育成、地方自治体において消費者相談・消費者行政を担当する者の資質向上及び公的資格を取得できるレベルの人材の育成を目的として、消費者リーダー育成講座を実施 | NPO法人消費者ネットワーク関西 | 1,960,000 | 1,960,000 | 委託 |
| ⑦ | 人権同和対策課 | みんなで学ぶ人権事業 | 人権擁護 | 地域の住民で組織する団体から、人権意識の向上を図るための事業の企画を募集し、県が適当と認めた事業の実施について業務委託することにより、団体活動の活性化を図り、もって県民が自ら学び、実践する機運を醸成する。 | NPO法人いずもサポートセンター | 216,020 | 180,000 | 委託 |
| | | | | | NPO法人多文化共生と人権文化LAS | 60,384 | 50,000 | |
| 8 | | みんなで育む宍道湖・中海環境保全事業 | 環境保全 | 宍道湖・中海において健全な湖沼環境の保全に資する住民参加型の活動を行う。 ・沿岸の小学校での水環境保全学習会の実施(20校) ・ヨシ植栽イベントの実施(1回) | NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク | 3,100,000 | 3,100,000 | 委託 |
| 9 | | ヨシ利活用等推進業務 | 環境保全 | 宍道湖において健全な湖沼環境の保全に資するヨシ等の植生帯の維持、充実を図るため、ヨシ利活用推進に係る調査研究、ヨシ帯による動植物発生調査等を行う。 | NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク | 999,000 | 999,000 | 委託 |
| ⑩ | 環境政策課 | 中海の海藻刈りによる栄養塩循環システムモデル構築事業 | 環境保全 | 中海の未活用資源となっている海藻を回収し、水質汚濁負荷となる栄養塩を湖外搬出するとともに、海藻を産業等の原材料として利活用し、循環させるためのモデル的な仕組みの構築を図る。 | NPO法人自然再生センター | 6,000,000 | 3,000,000 (※鳥取県と折半) | 委託 |
| ⑪ | | 多世代にわたり公共交通利用の輪を広げる事業(地域社会雇用創出協働事業) | 環境保全 | 地球温暖化を防止するために二酸化炭素排出量を削減する必要があるが、この事業で公共交通を利用しやすい松江市をモデルに、事業者、行政、県民の多世代にわたる公共交通機関の利用を推進することにより、運輸部門における二酸化炭素排出削減の取組を推進する。 | NPO法人プロジェクトゆうあい | 4,000,000 | 4,000,000 | 委託 |

資料1 平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況

※ ○付き番号は、今回の監査対象事業

| 番号 | 所属名 | 協働事業の名称 | 協働事業の分野 | 協働事業の概要 | 協働の相手方 | 協働事業の規模(単位:円) | | 協働事業の形態 |
|----|--------|--|---------|--|--|-------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| | | | | | | 全体額 | うち県費 | |
| 12 | 地域福祉課 | しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業 | 保健医療福祉 | 高齢者・障がい者・壮年層・中高生など幅広い人々がボランティア声優として参加したバリアフリー映画を制作し、完成したバリアフリー映画を島根県内の高齢者に身近な公民館・コミュニティセンター等で巡回上映を行う。 | NPO法人バリアフリー・シネマ&ライブ・ネットワーク | 4,739,959 | 3,500,000 | 補助 |
| | | | | 1. ヘルパー2級研修 2. 移送サービス拡充支援事業 3. 檜山地区移送サービスモデル事業 | NPO法人たすけあい平田 | 3,713,689 | 3,353,000 | |
| ⑬ | 医療政策課 | 医療連携ITシステム構築支援事業 | 保健医療福祉 | 県内の病院、診療所等の医療関係機関をセキュリティが確保されたネットワークでつなぎ、そのネットワークを利用して、医療の提供に必要な診療情報をはじめとした各種情報を圏域内や圏域を越えた医療機関間で共有することにより、離島・中山間地域をはじめとして県内で地域医療、救急医療などの役割を担う各医療機関間の連携体制の構築の支援を行う。 | NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会 | 30,925,901 | 30,925,000 | 補助 |
| 14 | 健康推進課 | 糖尿病疾病管理強化対策事業 | 保健医療福祉 | 療養指導体制の充実 ・療養指導従事者等に対する研修会の実施 ・関係者間の連絡会議の開催 | NPO法人島根糖尿病療養支援機構 | 300,000 | 150,000 | 委託 |
| ⑮ | | 子ども専用相談電話支援事業補助 | 保健医療福祉 | 民間団体が設置する子ども専用相談電話の運営に要する経費の一部助成や電話番号の広報等の実施 | NPO法人チャイルドラインしまね | 508,781 | 430,000 | 補助 事業協力 |
| | | | | | NPO法人ほっとすべすべ21 | 578,411 | 430,000 | |
| ⑯ | | 子ども専用相談電話支援事業 | 保健医療福祉 | 子ども専用相談電話設置運営団体が実施する聴き手養成講座受講者募集のための広報を実施 | NPO法人チャイルドラインしまね NPO法人ほっとすべすべ21 | 1,000,000 | 1,000,000 | 事業協力 |
| 17 | | 子育て支援情報発信事業 | 子ども育成 | 行政・民間・企業がばらばらに発信している子育てに関する情報を一元化し、子育て家庭が必要としている情報を、より検索しやすく、よりわかりやすく届けるためのポータルサイトを構築した。 | NPO法人おやこ劇場松江センター | 2,800,000 | 2,800,000 | 委託 |
| ⑰ | 青少年家庭課 | 赤ちゃんパワーを活かした人・まちづくり(寄付者設定テーマ型協働助成事業) | 子ども育成 | 乳幼児との関わり体験をとおして、子どもたちの健全な成長に大切なコミュニケーションや人間関係を学ぶとともに、結婚や子育てへの前向きなイメージを持ってもらうため、「赤ちゃん登校日授業」の模擬授業や、基調講演、パネルディスカッションなどのシンポジウムを開催した。 | しまね子育て子育て支援ネットワークつながるネット 代表世話人NPO法人しまね子どもセンター | 630,000 | 630,000 | 委託 |
| 19 | | NPO等民間団体のネットワーク会議及びパパママ支援講座事業 | 子ども育成 | 地域で子育て支援に取り組むNPO等民間団体のネットワークを図るための交流会の開催。また、NPO等の柔軟な発想やネットワークを活かし、子育て中の不安や負担の軽減、ストレス解消、子育ての仲間作りができるような講座等を開催した。 | NPO法人しまね子どもセンター | 1,500,000 | 1,500,000 | 委託 |
| 20 | | 子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業 | 子ども育成 | 不登校、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、市町村等が居場所を設置し、相談対応等を行っているが、その「居場所」外の場所において新たな支援を行う活動をモデル活動として支援 | NPO法人YCスタジオ NPO法人ユースネットしまね NPO法人縁と水の連絡会議 | 2,000,000 2,000,000 2,000,000 | 2,000,000 2,000,000 2,000,000 | 補助 |
| | 21 | こころフェスタ | 子ども育成 | 子育て家庭と協賛店等との交流や親子のふれあいを促進するとともに、企業や民間団体の子育て支援を地域に広め、子育て・子育てを社会全体で応援する気運を醸成するため、「こころで広げよう!みんなの笑顔」をテーマに、こころ協賛店やこころ隊(子育て支援団体)が一堂に会し、親子のふれあいの場や子育て中の母親がリフレッシュできるイベントを開催した。 | しまね子育て子育て支援ネットワークつながるネット | 2,151,196 | 2,151,196 | 事業協力 |
| ⑳ | 農業経営課 | 市民農園による耕作放棄地及び休耕地の解消及び農地活用普及事業(地域社会雇用創出協働事業) | 環境保全 | 耕作放棄地や休耕地を利用した市民農園を開設・運営し、農地活用する場を増やし、また一般消費者の「農業」や「食」への理解の醸成を図る。 ・松江市橋北地域「比津まちネット市民農園」を開設 ・勉強会、収穫祭の実施 ・農家自身が「市民農園」を開設運営するためのパンフレット作成 | NPO法人まちづくネットワーク島根 | 3,931,660 | 3,931,660 | 委託 |

資料1 平成23年度に県が実施したNPO法人との協働事業の状況

※ ○付き番号は、今回の監査対象事業

| 番号 | 所属名 | 協働事業の名称 | 協働事業の分野 | 協働事業の概要 | 協働の相手方 | 協働事業の規模(単位:円) | | 協働事業の形態 |
|----|-------------------------|---|-----------|---|--------------------|---------------|-----------|-----------------|
| | | | | | | 全体額 | うち県費 | |
| 23 | 農畜産振興課 | 有機農業技術等波及講座実施運営業務 | その他 | 県内での有機農業の拡大を図るため、有機農業に関する技術、有機JAS認証に係る知識などを習得できる講座を開催する。 | NPO法人島根有機農業協会 | 1,300,000 | 1,300,000 | 委託 |
| 24 | | 有機農業技術研修・交流会開催業務 | その他 | 県内での有機農業の拡大を図るため、有機農業者の連携を図り、主体的に技術交流や情報交換を行うための研修会・交流会を開催する。 | NPO法人日本エコビレッジ研究会 | 995,400 | 995,400 | 委託 |
| 25 | 農村整備課 | しまねの農地再生・利活用促進事業 | 環境保全 | NPO法人が国の耕作放棄地再生利用交付金を活用して行う、耕作放棄地を市民農園として再生利用する取り組みに対して、県費で繰り越し補助を行った。 | NPO法人まちづくりネットワーク島根 | 2,602,471 | 576,592 | 補助 |
| 26 | 東部農林振興センター(松江農業普及部安来支所) | 河川敷の有効利用(飯梨川) | 環境保全 | 河川敷(飯梨川)の景観保全と有効利用に取り組んでいるNPO法人に対して、牧草生産に対して技術支援を実施 | NPO法人自然再生センター安来支部 | — | — | 事業協力 情報・意見交換 |
| ㉗ | 西部農林振興センター(益田事務所) | 津和野の森を元気に!「木の駅プロジェクト」応援事業(しまね協働実践事業) | 環境保全 | 平成22年度に鳥取・島根広域連携協働事業で得た知識やノウハウを県内で普及させるため、津和野町をモデル地域に選定し、県の関係課に加えて、津和野町や地元のNPO法人と協働・連携を行うことで、過疎山村の再生を目指す。 ・森の健康診断の実施 ・森林の間伐を進め、それに伴う木材利用を促進する木の駅プロジェクトの実施 ・間伐材を地域通貨にかえ、地域で資源やお金が流通する仕組みづくり | NPO法人もりふれ倶楽部 | 1,000,548 | 1,000,000 | 補助 |
| 28 | 水産技術センター | 朝酌川河ロミニ三角島シジミプロジェクト | 環境保全 | シジミの飼育実験を行い、生育を制限している要因を把握する。 | NPO法人自然再生センター | — | — | 事業協力 |
| 29 | | スジアオノリ養殖プロジェクト | 環境保全 | 中海の環境保全と食のPRのためにスジアオノリの養殖を実施する。 | NPO法人自然再生センター | — | — | 事業協力 公共財産の提供 |
| 30 | | ヨシ利活用推進事業 | 環境保全 | ヨシ帯の造成効果を検証する。 | NPO法人斐伊川くらぶ | — | — | 情報・意見交換 |
| ㉓ | 観光振興課 | 傘INプロジェクト～ご縁傘で結ぶ島根のおもてなし～実証実験事業(しまね協働実践事業) | まちづくり | まちあるき観光を推奨する松江市内(主に松江城周辺)において、観光客へのおもてなしとして取り組んだ事業。 あわせてリサイクル・リユースの観点から、忘れ物の傘を観光客に無料でレンタルするもの。 実証実験として取り組み、評価が得られれば県内各地にこの精神を広げていく予定。 | NPO法人まつえ・まちづくり塾 | 1,010,780 | 1,000,000 | 補助 |
| 32 | 産業振興課 | しまね起業家スクールの運営 | 職能雇用 | 起業を目指している方や創業間もない方などを対象とした起業、創業に関する知識の習得やビジネスプランの作成などを学ぶ全14回の連続講座を開催 | NPO法人Gassho | 2,990,638 | 2,500,000 | 実行委員会・協議会 |
| ㉔ | 雇用政策課 | しまね若年無業者ピアサポート事業(地域社会雇用創出協働事業) | 職能雇用 | 既存の社会構造になじめない若者が増える中、特に長期に渡るひきこもり、ニート等の若年無業者の就労・就学支援を行う。 | NPO法人ユースネットしまね | 3,994,747 | 3,994,747 | 委託 |
| 34 | 東部高等技術校 | 東部高等技術校特別講習会 | 職能雇用 | (株)デンソー技術センターによる講習および実技指導(ものづくり機械関係) | NPO法人ビジネスサポートひかわ | — | — | 共催 |
| 35 | | 組込プログラムロボット(サッカーロボット)を活用した産・学・官連携による次世代産業人材育成事業 | 職能雇用 | 1. 講演会の開催(講師:北原達正氏 京都大学講師・子供の理科離れをなくす会代表) 2. 会員企業、地元小・中学校への啓発 | NPO法人ビジネスサポートひかわ | — | — | 事業協力 |
| 36 | 雲南県土整備事務所 | さくらおろち湖周辺スポーツ施設管理業務委託 | その他(施設管理) | ・施設の清掃 ・施設の日常点検・巡視 ・施設開放業務 | NPO法人 さくらおろち | 345,672 | 345,672 | 委託 |
| 37 | 企業局総務課 | 平成23年度島根県企業局源流保全事業 | 環境保全 | どんぐりの森づくり(東部地域) ・水源学習 ・植栽 | NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク | 2,130,807 | 1,499,400 | 委託 |
| | | | | 桜の里づくり支援による源流の森づくり活動(大田地域) ・水源学習 ・植栽 | NPO法人緑と水の連絡会議 | 365,555 | 365,555 | |
| | | | | どんぐりの森づくり支援活動(西部地域) ・水源学習 ・植栽 | NPO法人アンダント21 | 348,844 | 210,000 | |
| ㉕ | 教育庁文化財課 | 「世界遺産石見銀山を守った人々」(仮題)出版事業(地域社会雇用創出協働事業) | 学術文化 | 石見銀山大森地区で史跡保全に取り組んできた歴史を記録し、書籍として編集・出版することを通じて、雇用創出を図る。 | NPO法人緑と水の連絡会議 | 4,000,000 | 4,000,000 | 委託 |

資料2 NPO法人の状況

1 認証状況

(1) 認証数

中国地方各県及び全国のNPO法人の認証数（平成24年3月31日現在）は、表1のとおりである。

県内で認証を受けているNPO法人は252法人であり、人口10万人当たりの認証数35.15は、全国平均より2.53ポイント高くなっている。

表1 各県のNPO法人の認証数

| 区 分 | 島根県 | 鳥取県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 中 国 | 全 国 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 認 証 数 | 252 | 223 | 632 | 720 | 386 | 2,213 | 45,140 |
| 人口10万人当たり | 35.15 | 37.93 | 32.49 | 25.17 | 26.60 | 29.27 | 32.62 |

(2) 年度別認証数

これまでの年度別認証数は、表2のとおりである。

平成16、17年度の35件をピークに増加してきたが、近年は20件前後で落ち着いている。認証の取消はないが、解散は平成18年に1件発生して以降、年数件の解散がある。

表2 年度別認証数

| 区 分 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認証数 | 9 | 8 | 9 | 10 | 28 | 35 | 35 | 33 | 31 | 15 | 17 | 23 | 21 |
| 解散数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 | 6 | 3 | 4 |
| 累 計 | 9 | 17 | 26 | 36 | 64 | 99 | 134 | 166 | 193 | 204 | 215 | 235 | 252 |

2 活動分野

NPO法人が活動している分野は、特定非営利活動促進法（NPO法）第2条第1項別表に定める「保健・医療・福祉」「社会教育」「まちづくり」など17分野である（法改正により活動分野が追加され、平成24年度からは20分野に拡大）。活動分野別のNPO法人数は、表3のとおりである。

活動分野の多い順に見ると、県内では、①保健・医療・福祉（67.1%）、②まちづくり（62.3%）、③他団体支援（57.5%）、④社会教育（48.8%）、⑤子どもの健全育成（48.0%）であり、全国では、①保健・医療・福祉（57.8%）、②他団体支援（46.8%）、③社会教育（46.7%）、④子どもの健全育成（42.4%）、⑤まちづくり（42.4%）である。県内、全国で順位に差はあるものの、上位5分野は同じである。

県内の特徴は、全国と比べて「まちづくり」が 19.9 ポイント高いなど、総じて高い割合となっており、1 法人が多くの分野で活動していることがうかがわれる。

表3 活動分野別法人数

| 活 動 分 野 | 島 根 県 | | 全 国 | |
|--------------|-------|--------|--------|--------|
| | 法人数 | 割合 (%) | 法人数 | 割合 (%) |
| 保健・医療・福祉 | 169 | 67.1 | 26,112 | 57.8 |
| 社会教育 | 123 | 48.8 | 21,079 | 46.7 |
| まちづくり | 157 | 62.3 | 19,120 | 42.4 |
| 学術文化・芸術・スポーツ | 103 | 40.9 | 15,311 | 33.9 |
| 環境保全 | 103 | 40.9 | 12,926 | 28.6 |
| 災害救援 | 24 | 9.5 | 3,106 | 6.9 |
| 地域安全 | 35 | 13.9 | 4,785 | 10.6 |
| 人権擁護・平和推進 | 39 | 15.5 | 7,288 | 16.1 |
| 国際協力 | 42 | 16.7 | 8,758 | 19.4 |
| 男女共同参画 | 27 | 10.7 | 3,846 | 8.5 |
| 子どもの健全育成 | 121 | 48.0 | 19,142 | 42.4 |
| 情報化社会 | 41 | 16.3 | 4,355 | 9.6 |
| 科学技術 | 20 | 7.9 | 2,397 | 5.3 |
| 経済活動 | 77 | 30.6 | 7,235 | 16.0 |
| 職業能力・雇用機会 | 90 | 35.7 | 9,968 | 22.1 |
| 消費者保護 | 25 | 9.9 | 2,759 | 6.1 |
| 他団体支援 | 145 | 57.5 | 21,111 | 46.8 |
| 合 計 | 252 | — | 45,140 | — |

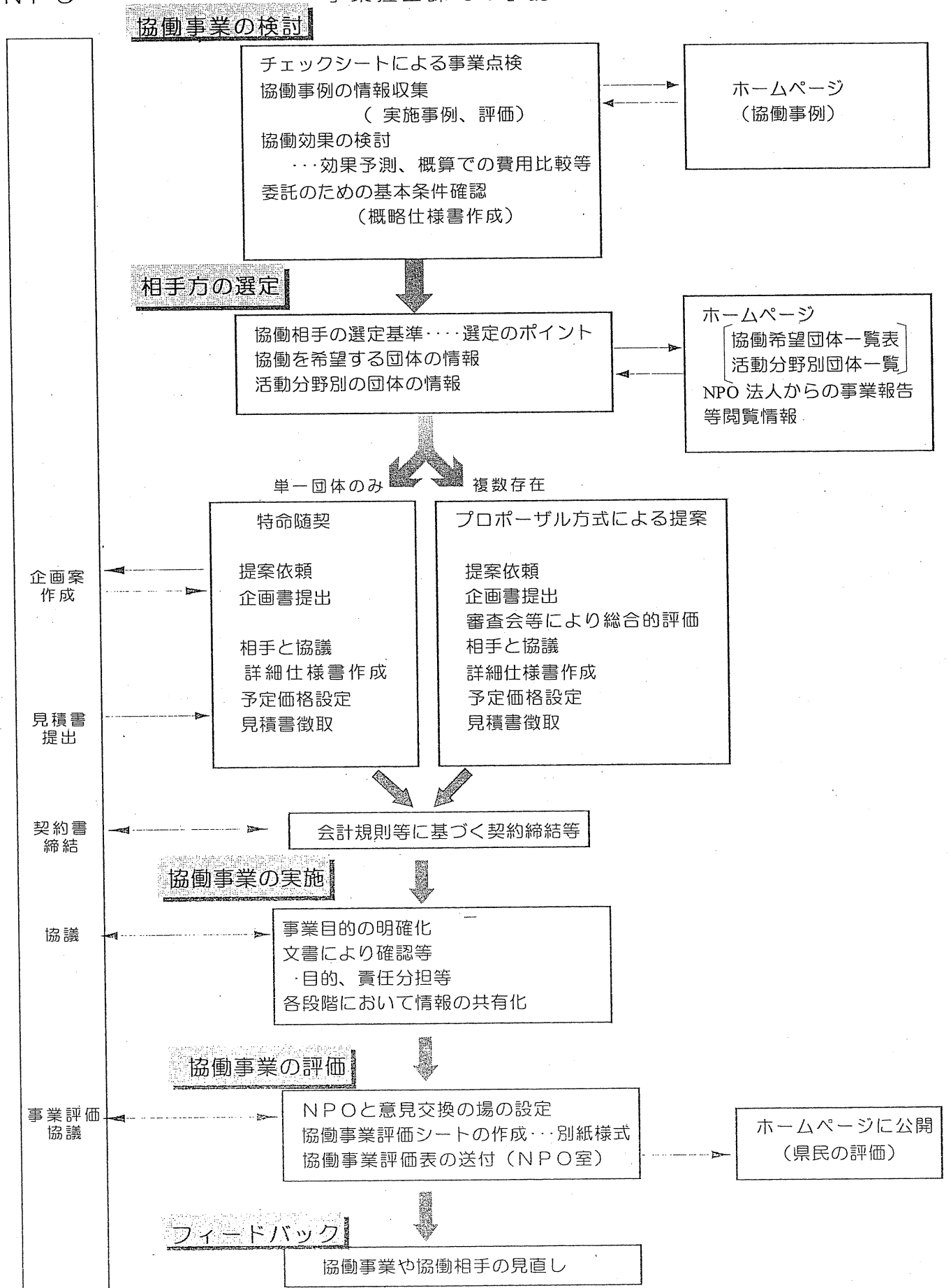
(注) 1 法人が活動分野を重複することができる。割合は、法人数合計に占める割合である。

資料3 平成22年度協働事業調査集計表(環境生活総務課調査)

| No. | 事業名 | 担当課 | 協働形態 | | | | | | | 相手方 | | | | 団体数 |
|-----|-----------------------------------|--------------|------|----|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|-----|-------|
| | | | 共催 | 委託 | 補助・助成 | 施策提言 | 審議会参画 | 事業協力 | その他 | NPO法人 | 任意団体 | 自治会 | その他 | |
| 1 | 竹島返還要求推進事業 | 総務部総務課 | | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 |
| 2 | 交通指導員研修事業 | 交通対策課 | | 2 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 3 | 高齢者交通事故防止対策事業 | 交通対策課 | | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 4 | 犯罪被害者等支援普及啓発事業 | 環境生活総務課 | | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 5 | みんなで学ぶ人権事業 | 人権同和対策課 | | 12 | | | | | | | | | 12 | 12 |
| 6 | 「みんなで守る郷土の自然」選定整備事業 | 自然環境課 | | | | | | 1 | | | | | 1 | 1 |
| 7 | 自然公園等ボランティア整備事業 | 自然環境課 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 8 | 姫逃池草刈り事業 | 自然環境課 | 2 | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 9 | 赤名湿地自然再生事業 | 自然環境課 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 10 | 未来へつなげる島根の「環境農業」推進事業「有機農業技術等波及講座」 | 農畜産振興課 | | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 11 | 保全ネットワーク・保全活動支援事業 | 農村整備課 | | | 2 | | | | 2 | | 3 | 1 | | 4 |
| 12 | 傷病鳥獣救護体制整備事業 | 森林整備課 | | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 13 | 島根県治山アドプト制度 | 森林整備課 | | | | | | 2 | | | | | 2 | 2 |
| 14 | 島根県治山アドプト制度(治山施設愛護交付金) | 森林整備課 | | | | | | 3 | | | | | 3 | 3 |
| 15 | 「漁港を美しくする会」助成事業 | 漁港漁場整備課 | | | 3 | | | | 1 | | 4 | | | 4 |
| 16 | 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(道路部門) | 道路維持課 | | | | | | 592 | | | | 592 | | 592 |
| 17 | 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(河川部門) | 河川課 | | | | | | 561 | | | | 561 | | 561 |
| 18 | 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(海岸部門) | 河川課 | | | | | | 18 | | | | 18 | | 18 |
| 19 | 島根県公共土木施設愛護ボランティア制度(港湾部門) | 港湾空港課 | | | | | | 9 | | | | | 9 | 9 |
| 20 | 夕日スポット・クリーンサポーター事業 | 高速道路推進課 | 20 | | | | | | | 1 | 18 | 1 | | 20 |
| 21 | 「しまねの公園」愛護ボランティア活動 | 都市計画課 | | | | | | 8 | | | 4 | | 4 | 8 |
| 22 | 博物館支援事業 | 古代出雲歴史博物館 | | | | | | 1 | | 1 | | | | 1 |
| 23 | 飯梨川河川敷自然再生・有効活用事業 | 松江県土・広瀬土木事業所 | | | | | | 1 | | 1 | | | | 1 |
| 24 | 源流地域保全支援事業 | 企業局 | | 2 | | | | | | 2 | | | | 2 |
| 25 | 地域安全マップ作成事業 | 県警・生活安全企画課 | | | 4 | | | | | | | | 4 | 4 |
| 26 | 元気なシルバー隊活動事業 | 県警・生活安全企画課 | | | 4 | | | | | | | 4 | | 4 |
| 27 | 1戸1灯運動事業 | 県警・生活安全企画課 | | | 4 | | | | | | | 4 | | 4 |
| 28 | 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業 | 県警・生活安全企画課 | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 |
| 29 | 地域社会雇用創出事業 | 雇用政策課 | | 5 | | | | | | 5 | | | | 5 |
| 30 | しまね協働実践事業 | 環境生活総務課 | | | 3 | | | | | 3 | | | | 3 |
| 31 | 鳥取・島根広域連携協働事業 | 環境生活総務課 | | 2 | | | | | | 2 | | | | 2 |
| 32 | 寄附者設定テーマ型協働事業 | 環境生活総務課 | | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 |
| 合 計 | | | 24 | 28 | 22 | 0 | 0 | 5 | 1,194 | 18 | 30 | 1,181 | 44 | 1,273 |

NPO

事業担当課での事務



協働事業評価シート

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 事業名 | | 所属名 | |
|-----|--|-----|--|

A：十分満足 B：満足 C：不満

| 項目 | A | B | C |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①事業の目標達成度 ・適切な目標設定がなされた ・設定した目標が達成された ・受益者の満足度は高まった ・当事者の満足度は高まった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②協働という手法は適切だったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③協働の役割分担は適切だったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④協働形態の選択 ・事業に最もふさわしい形態が選択されたか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤協働相手の選定過程は適切だったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥協働相手は適切だったか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑦円滑な事業実施 ・協働に際し、重要と思われる事項を事前に確認しあった ・事業実施は円滑になされた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑧費用対効果 ・効果に見合うコストとなっている ・行政コストの低減が図られた、又は同コストでサービスの厚み（質・量）が増した（県のみ）。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 協働事業全体をととしての総合評価 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| コメント（今後に向けての改善事項等） | | | |

※県、NPO双方が評価を行い、評価結果を共有・検討する機会を設定する。

評価結果を公表することにより、今後の協働事業推進に役立てる。

平成24年度 行政監査の結果に関する報告書

平成25年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-6651 / FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp